

〜安心して妊娠、出産、子育てができるように〜

四月一日から

母子保健サービスの一部が変わります

★は実施主体が県から市へ移る事業、
●は新規事業、●は今までどおりの事業です

●母子健康手帳の交付

保健女性センターの母子相談室へ妊娠届を提出し、母子健康手帳の交付を受けてください。その際、妊婦健康診査受診券と四か月・十か月児健康診査受診券も発行します。

母子相談室の開設時間は、四月より毎週月〜金曜日（現在は月・水・金曜日）の九時〜十六時三十分となります。

★妊婦健康診査

今までどおり妊婦健康診査受診券を持って、医療機関で受けてください。

●赤ちゃん手帳と

神経芽細胞腫（小児がん）検査用紙の配付

市役所市民課へ出生届を出したときに、健康診査の問診票や予防接種の予診票が添付された赤ちゃん手帳と神経芽細胞腫検査用紙を配付します。なお、その際、母子健康手帳に添付されている新生児出生通知書を市民課へ提出してください。

●子育てひろば

子育て支援と親同士の仲間づくりの場として定着している子育て学級をさらに充実させていきます。生後二、三カ月の乳児と親を対象に、地区ごとに毎月一回保健女性センターまたは公民館で開催します。

◎グループワーク、子育てについての講話・相談、身体測定



妊 娠 出 産 児

●お母さん・お父さん教室

初妊婦とその配偶者を対象に、妊娠・出産・子育てについての講話や沐浴実習を保健女性センターで行います。また、妊娠中からの友達づくりのための交流の場を設けます。さらに、先輩ママや子供たちとふれあう機会として、「子育てひろば」への参加を呼びかけます。

今は父親の育児参加も求められていますので、お父さん方の積極的な参加をお待ちしています。

★新生児訪問指導

母親の育児不安が最も大きいのは新生児期であることから、原則として第一子全員（現在は一部）を対象に、生後二カ月以内に保健婦などによる訪問を行います。

◎身体測定、子育て相談、母親の健康相談



「何もかも初めてなことばかりで、困っていることがたくさんあったので、実際に子供を見てもらいながら話を伺うことができてよかったです。これで安心して育児ができます」と岩間百合子さん（石坂）〔右〕

母子保健法等の一部が改正され、四月一日に施行されます。これに伴い、現在保健女性センターで行っている母子保健サービスが変わりますのでお知らせします。

保健女性センター

小澤義弘 所長



母子保健サービスをより一層充実、ぜひ活用ください

保健サービスを一元的に実施することを目指して、母子保健法等の一部が改正され、四月一日より、市民の皆さんに一番身近な市が、県から母子保健事業の基本的な権限を引き継ぐことになりました。これに伴い、生涯を通じて健康な生活を送るための第一歩となる大切な時期である、妊



「近所に友達がいなかったの
一人で参加しましたが、今では
子供のことで相談にのってもら
ったりと、ここで知り合った人
たちと個人的つき合いもするよ
うになりました」と稲葉晃子さ
ん（松岡）〔一番右〕

●一歳児健康相談

一歳は、赤ちゃんを卒業して幼児の仲間入りをする時期です。これからも安心して子育てができるよう、健康相談を保健女性センターで行います。

◎身体測定、子育て・栄養・歯科相談

●一歳六か月児健康診査

幼児の健康増進を図るため、運動機能や精神発達の状態を把握し、生活習慣の自立・栄養・子育てについての相談を保健女性センターで行います。

◎身体測定、医師の診察、歯科検診、子育て・栄養・歯科相談

★三歳児健康診査

現在は富士保健所で行っていますが、四月からは、保健女性センターで行います。身体発育と精神発達の面から最も重要な時期である幼児に、医師や保健婦、栄養士などによる総合健康診査を行います。

◎身体測定、医師の診察、視聴覚検査、尿検査、歯科検診、子育て・栄養・歯科相談



3歳児健康診査
「大きくなったかな」

乳 児 幼

●離乳食講習会

離乳食の基本について、初期・後期に分けて、講話や試食を保健女性センターで行います。

★四か月・十か月児健康診査

満四か月・十か月になったら、今までどおり健康診査受診券を持って、指定医療機関（赤ちゃん手帳掲載）で受けてください。

●子育て相談 ☎64-8994

保健女性センターの母子相談室で、保健婦と栄養士による個別相談を行います。予約は必要ありませんので、いつでも気軽に御利用ください。なお、電話による相談も受け付けています。

◎身体測定、子育て相談



「ちょっとしたことでも気軽に相談できていいですね。こうして保健婦さんに話を聞いてもらうだけで、気持ちがすっきりします」と松山和栄さん（柚木）

●二歳児むし歯予防教室

虫歯にかかる率が急増する年齢であることから、虫歯予防についての知識やブラッシング方法を保健女性センターで学んでいただきます。

◎歯科検診、ブラッシング指導、栄養指導

●双子を育てる会

双子などを妊娠している妊婦や育てている親を対象に、交流会を年一、二回保健女性センターで開催します。

娠から出産を経た三歳児までの健診や相談などを当センターで行うことになりました。

これを契機に、これまでの事業も見直し、よりきめ細やかなサービスの充実を図るよう、富士市医師会なども緊密に連携をとりながら事業を推進していきます。

また、当センターでは、予防接種や各種健診、老人保健事業など、赤ちゃんからお年寄りまでの一貫した保健サービスを行ってまいります。自身や我が子の健康を守り、幸せな家庭を築くため、ぜひセンターで行うさまざまな事業を皆さんに積極的に活用していただきたいと思います。

*出生届と同時に、乳児医療費の助成と児童手当の申請を行ってください。
印鑑、母子健康手帳、健康保険証、保護者名義の金融機関（郵便局以外のもの）の通帳を持って、市役所児童福祉課へ

詳しい内容・日程などは、平成九年度健康カレンダーをごらんください（広報ふじ三月五日号と一緒に全戸配布します）。

◆問い合わせ◆

保健女性センター 母子保健係

☎64-8994